

(介 59)

平成 30 年 7 月 11 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦

平成 30 年 7 月豪雨に伴い避難先市町村の地域密着型(介護予防)

サービスを利用する場合の手続について

平成 30 年 7 月豪雨による災害発生に伴い、避難を要する市町村の要介護者または要支援者が、やむを得ず別の市町村に所在する地域密着型(介護予防)サービス事業所に避難しサービスを利用する場合、本来は事業所所在市町村長の同意と避難先の市町村の事業所指定が必要となりますが、今般の豪雨による被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、厚生労働省より各都道府県行政宛てに、関係市町村間での手続きについては事後的に行う等柔軟に取り扱うこととしても差し支えない旨の事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会へご周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・平成 30 年 7 月豪雨に伴い避難先市町村の地域密着型(介護予防)サービスを利用する場合の手続について  
(平 30. 7. 10 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課)



事務連絡  
平成30年7月10日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

平成30年7月豪雨に伴い避難先市町村の地域密着型（介護予防）  
サービスを利用する場合の手続について

避難を要する市町村の要介護者又は要支援者が、やむを得ず別の市町村に所在する地域密着型（介護予防）サービス事業所に避難しサービスを利用する場合は、本来、事業所所在市町村長の同意と避難を要する市町村の事業所指定が必要となるところですが、今般の平成30年7月豪雨による被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、関係市町村間での手続きについては事後的に行う等柔軟に取り扱うこととしても差し支えないこととします。

つきましては、管内市町村及びサービス事業所等への周知を徹底して頂きますよう、よろしく願いいたします。